

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 9 号

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例

川崎市葬祭条例（昭和27年川崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

休憩室 使用料 1回	かわさき南部斎苑		6,000円	18,000円	50人用
	かわさき 北部斎苑	A	6,000円	18,000円	50人用
		B	3,000円	9,000円	25人用

」

を

「

休	かわさき	A	6,000円	18,000円	50人用
---	------	---	--------	---------	------

」

憩室 使用料 1回	南部斎苑	B	2,400円	7,200円	20人用
	かわさき北部斎苑	A	6,000円	18,000円	50人用
		B	3,000円	9,000円	25人用

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。